

第1回調布市武者小路実篤記念館の指定管理者候補者選定審査委員会議事録（要旨）

開催日時 平成30年10月16日（火）午後6時～午後8時

開催場所 調布市教育会館301研修室

1 開会挨拶

○事務局 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから第1回調布市武者小路実篤記念館の指定管理者候補者選定審査委員会を開催いたします。

本委員会につきましては、委員会の要綱第6第3項の規定によりまして、全員の出席をいただいておりますので、会議が成立していることをまず御報告いたします。

続きまして教育部長の柏原より御挨拶申し上げます。

〔教育部長挨拶〕

○事務局 それでは、本日の委員会につきまして御説明を申し上げます。指定管理者制度は事業の運営と施設の維持管理を一体として、市以外の団体等に委託する制度で、平成15年より制度として認められております。調布市では、平成26年度から調布市武者小路実篤記念館に指定管理制度を導入し、平成30年度で5年間の委託期間が終了いたします。次の指定期間は平成31年度からの10年間で予定しております。

資料3にあります指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条で、施設の設置目的を達するにふさわしい法人その他の団体があるときは、公募によらず、指定管理者の候補者とすることができると定めております。また、調布市では、市が財政的、人的な援助を行っている監理団体の活用方法として指定管理者の候補とすることを検討しております。

市の監理団体を指定管理者の候補者とする場合は、市の検討委員会にかけて承認をいただくこととなっており、武者小路実篤記念館も平成30年7月に検討会での承認を受け、資料4にあります選定委員会要綱第1により、指定管理者の候補者を選定するため、美術、文学の専門家、また地域の有識者の方に委員をお願いし、多角的に審査をいただくため、本日の委員会を開くに至った次第でございます。

2 委員自己紹介

-順次自己紹介-

3 委員長、副委員長の選任

○事務局 初めに、議題の(1)委員長及び副委員長の選任でございます。委員長及び副委員長の選任につきましては、資料4にあります委員会要綱第5の第2項の規定によりまして、委員の互選によって選任することとなっております。どなたか委員長に立候補される方はございますでしょうか。

○H委員 もし事務局のほうで案があれば、お示しいただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局 承知いたしました。それでは、事務局案といたしましては、委員長はA委員にお願いしたいと考えておりますけれども、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしというところ、いただきましたので、委員長はA委員にお願いしたいと思えます。

それでは、次に副委員長につきましては、A委員長から御指名いただくこととなりますけれども、お願いできますでしょうか。

○A委員長 事務局のほうも御案があると聞いておりますので、もしできましたら、D委員にお願いできましたらと思います。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 御異議なしと承りました。それでは、D委員に副委員長をお願いいたします。

では、委員長、副委員長につきましては、正面の委員長席、副委員長席にお移りいただきたいと思えます。

それでは、委員長、副委員長から一言ずつお願いできますでしょうか。

○A委員長 御推挙いただきまして、務めさせていただきます。こういう委員会のときに、年が上だということで、まとめ役に選ばれることも多いのですが、やはり一番大事なのは皆さん方が活発に意見を出し合って、問題点があるのだったら、それを隠さず、そして検討して、それがやはりいいものをつくる一番のことだと思いますので、ぜひそういう形で、わずか2回なのですが、今週、来週の委員会を進めていければと思っております。どうぞよろしく御協力ください。

○D副委員長 副委員長を務めさせていただきます， よろしくお願ひいたします。皆様
の活発な御意見を伺いたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。ただいま委員長が決定いたしましたので，これか
らの進行につきましては，委員長，どうぞよろしくお願ひいたします。

4 調布市武者小路実篤記念館指定管理業務仕様書について

○A委員長 それでは，議題の(2)，今日の仕事としては，どうひう1つのやり方で今
週，来週，進めていくのですけれども，指定管理業務仕様書というのがあるわけな
のですが，これについて，やはり私たちが事務局から説明を受けて理解していくとい
う，これが
まず第一になります。それでは，どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは，資料5を御覧ください。

1 ページ目の2の施設の概要ですけれども，施設の名称は調布市武者小路実篤記念館で
す。構造は鉄筋コンクリート地上2階地下1階建てで，地下1階には図書の収蔵庫，フ
ィルム収蔵庫があります。1階には展示室，閲覧室，事務室，2階には美術品の収蔵庫と展
示準備室を備えています。

それから，3ですけれども，管理運営に関する基本的考え方ですが，指定管理者が行
う管理運営の基本として，実篤記念館は武者小路実篤の業績を顕彰し，広く市民の教養，文
化の向上に寄与する，それを設立理念としております。また，利用者に利用しやすい施設
であることを目的としております。

次に，4の事業の運営に関する業務の基準ですけれども，これは指定管理者が行
う事業の内容を示したもので，主な事業としては展示事業，普及事業，これは指定管理者が行
う講演会とか講座をあらわしています。記念館へ来館する人以外の方に実篤や記念館を認知
していただく事業を指します。次に，資料の収集は，購入だけではなくて寄贈，寄託を含
みます。このほかに資料の保存及び資料の調査研究などがあります。

5の施設の運営に関する業務の基準ですけれども，まず施設の休館日及び開館時間は，
休館日が原則月曜日で，月曜日が休日に当たる場合は直後の平日が休館日となります。ま
た，年始の1月1日から3日まで，年末の12月29日から31日も休館日となります。

6の施設の管理と整備に関する業務の基準では，施設管理で行う業務の内容を定めてお
ります。休館日は夜間の機械警備の実施，来館者用駐車場の管理，日常または定期的に行
う清掃業務，それから，建築基準法や消防法などで実施が義務づけられている各設備の定

期点検などを含めています。また、施設の日常的な修繕以外の工事は教育委員会を通じて調布市が行います。

6 ページの7の経営管理業務については、次年度の事業計画書の作成、業務報告書の作成、また関係機関との連絡調整を定めております。特に窓口となる郷土博物館とは、業務報告書をもとに毎月1回程度の連絡調整会議を行うことを定めています。

8、その他留意事項の主なものとして、(4)情報公開、個人情報の保護及び秘密の保持の義務について定めてあります。(5)リスク分担として、別表1に想定される事態に対し、市と指定管理者の負担区分を定めてあります。最後に(12)指定の期間としては、先ほど館長からも発言がありましたとおり、平成31年度から10年間になります。

仕様書の説明は以上でございます。

○A委員長　今説明がありましたけれども、長いものですので、ポイントのところだけ説明いただきました。何か御質問なり御意見ございますでしょうか。随分前に指定管理者という制度ができて、地方公共団体がお造りになる施設だと、どうしてもお役所からのある1つの財団なり、そういうところがやっていくということが多いのですけれども、そういうことを見ておまして、例えば指定の期間は普通5年とよく言われるのですが、10年ということをお出しになっておられたわけですが、こういう点など特によろしいでしょうか。どうぞ。

○E委員　いろいろ細かいところも含めて質問と意見を言わせていただきます。

日常の業務でこういった仕様書をつくることが多くて、これ、意見なのですけれども、まず指定の期間が留意事項の一番最後に記載がされているのですが、私がいろいろな仕様書をつくる時、期間は結構重要なことなので、最初のほうにもってきたりするのですが、その辺はちょっと感覚的に違和感があるかなと思ったので、そこは検討いただけたらと思います。

それから、質問なのですが、3ページの(4)利用料金等というところで、まず条例では利用料金のところの定めがあって、利用料金については指定管理者の収入とするとうたっているのですけれども、まず、アのところで利用料金等とありまして、この等は何を考えられているのかなというところでは、物販も実際やられていたので、こういったところが入ってくるのかなと思うのですが、エでは利用料金のみ限定して指定管理者の収入としてうたっているのです、この等、それ以外の収入については、実際は指定管理者の収入にはなるのかなと思うのですが、物販などを想定したときに、物販などの定義などをした上で、

それも含めて指定管理者の収入と記載したほうがいいのかという感じがしました。

一括で質問させていただきます。それから、4ページのウの清掃業務委託のところは原則として業務委託を行いとあるので、これは再委託もいいですとは理解したのですが、5ページのところで、ケ、再委託業者の選定というところではうたっているのですが、清掃業務に限って業務委託をいいですと認めているというところにちょっと違和感があって、実際4ページの設備機器定期点検業務、(ア)から(ケ)までありますが、こういったものも実際には再委託する内容だと思うので、清掃のところだけ原則業務委託という必要はあるのかどうか。自分は必要ないのではないかと感じたところです。

一番最後のその他の留意事項というところに記載したほうがいいのかというのは、今回31年から41年という10年間という長いスパンの中で、さまざまな計画をされてない工事などもこれからあると思うのです。そういったときには当然、教育委員会の指示に従って例えば休館するとか、実際にはそれに従ってもらう文言などを入れておいたほうがいいのかと感じました。

以上です。

○A委員長　　という御質問、あるいは御意見なのですけれども、どのように対応できるでしょうか。やはり仕様書案ですから、仕様書そのものをもうちょっとしっかりと直していくということになるわけでしょうか。例えば、それこそ指定の期間、これが一番最後というよりは、もうちょっと前のほうできちんとノンブルを打ってするとか、そういう技術的なこともあるわけなのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局　　今、E委員から御指摘いただきました指定期間等につきましては、委員のご意見のとおり検討して直した中で、また次回までにこちらの資料についてはお示しできればと考えております。

○A委員長　　それを踏まえて少し書き直す部分があるかもしれませんね。お役所の書類というのはなかなか難しく、それこそ書いてあっても、実際になってみるとどうなるかというのは本当に難しい形になります。私の関係しているある文学館、記念館でも、それこそ仕様書の中に庭の水やりのことが書いてあるのですけれども、一体それはどこがやるのか。館がやるのか、例えば区がやるのかとか、区でも、その館を運営している何とか課がやるのか、公園課がやるのかということで、もうばらばらになって、結局ことしの夏の暑いときに譲り合ってしまったものですから、うまくいかなかったという例があって、それが例えばこういうのにきちとなされていると、そこのところが回避できるということ

もあるかもしれない。せつかくつくっていただいても、そのときにならなないと、どうい問題が起きるといことがわからないことがあるので、想定されるものを皆さんの知恵で、これはこのように書いておいたほうがいいといことがあれば、そうしていただくとありがたいです。今のところは大体対応できる内容ですね。

ほかにどうでしょうか。何かお気づきの点。――よろしいでしょうか。もしお気づきの点がありましたら、後でもまた事務局に御連絡いただいで、これはどうしようといことを御検討いただくとありがたいと思います。私ども、こういう種類の文書を読むのが苦手なのですけれども、何とか等と書いてあるのと書いていないので、どこが違うのだとか、そこまで考えていくと難しいのですが、実際に本当にこういう場面はどうなるだろうか、このことになったときにはどうするのか、その都度考え合わせながらやってきた経験がございます。でも、当然守らなくてはいけない基本的な業務の仕様書はきちんとしておく、誰が見てもこういうことが必要であって、このようなことが義務づけられて、そしてそれはこういう意味をもつのだといことを確認できればと思います。それでは、よろしいでしょうか。

5 指定管理者候補者選定審査について

○A委員長 それでは、今度はその次に、実際に私たちがやっていく選定の審査の内容に移るのですけれども、それについて事務局から御説明いただけましたらと思います。

○事務局 それでは、本日お配りしております資料6の調布市武者小路実篤記念館の指定管理者候補者選定審査表を御覧ください。

今回、委員の皆様には審査していただくに当たりまして、こちらの審査表の中で、一番左になりますが、大きく10項目の審査項目に分けて、私どものほうで審査していただきたいという形で案を考えております。その中で細かく評価するポイントとして、さらに18のポイントについて皆様方には審査していただきたいと思いますが、これらを審査するに当たりましては、まず、第2回目の中で実際に候補者であります一般財団法人武者小路実篤記念館のほうでプレゼンテーションを行っていただきます。そのプレゼンテーションをもとにこちらの審査表に皆様の御審査をしていただければと思っております。

評価に当たりましてですが、点数でいうところもあるかなと思いますが、複数の候補者がいる中で上位を決める中では、点数の上位の者を選ぶというところもあるかと思いますが、今回につきましては、冒頭、部長からも話がありましたとおり、市の中でこちらの

検討会を実施してきました。その中で候補者として一般財団法人武者小路実篤記念館が的確であるというところでの結論をいただいた中で今回の委員会という形になっておりますので、皆様方には、今回的確であると検討会の中で選んだ財団のほうにさらにどうかというところをこちらの18項目にわたって評価していただければと思います。

評価に当たりましては、S、A、B、Cという形での評価をお願いしたいと思っております。Sについては、こちら、表の一番下に書いてありますが、特に優れているという場合についてはSというところですか。これについては、例えば項目について、一般財団法人武者小路実篤記念館でなければできないような、何か特筆すべき点があるプレゼンテーションの中で見受けられた場合につきましては、こちらのS評価という形をつけていただければと思っております。また、プレゼンテーションの中で、すぐれていると思われる点がございましたらA、標準的である、普通であるというところについてはB、さらに、プレゼンテーションの中で問題点や課題があるという場合についてはCという形で評価をつけていただければと思っております。

審査表の中、一番右にコメント欄がありますが、S及びCの評価の場合についてはそちらの理由についても御記入していただければという形での案を皆様方に御提案させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○A委員長　ただ今、事務局より説明がございました。それについて何か御質問なり御意見いかがでしょうか。私などは特にこのような形の審査に前にかかわったこともありませんし、そのときどうだったかな、確かS、A、B、Cだったのかな、こんなに項目が多いと、どうやってやったらいいのかという戸惑いもあったりとか、なかなかあるのですけれども、これについてはそれぞれの御担当の方、あるいはご関係の方で、こういう体験があって、こういう問題点があったとか、このようにしたらよかったとか、その辺、御意見を伺えるとありがたいのです。どうぞ。

○G委員　3点ほど確認なのですが、今説明があった、審査項目が10項目あるということなのですが、指定管理業務仕様書に沿って当日プレゼンがされるのかなと思っておりますが、プレゼンの中で審査項目に該当するような説明がなかった場合は、審査の取り扱いをどうするのか。それは質疑の中で確認して、委員の判断で評価していくのか。その確認が1点。

その中で、10番のその他というところで、ここは言葉の意味合いなのですが、環境対策に配慮した取り組み、この環境に配慮した対策をするということが業務仕様書に書

いていないので、それをどう環境と捉えるか。CO₂削減というエネルギー関係の環境とか、騒音とか振動、緑、緑化率とか、いろいろな環境があるのですが、何を以て環境に配慮した取り組みかというのをどう評価するのかという基準がないので評価も難しいのかなというのが2点目。

それから、今回2期の指定ということで、5年から10年になるのですけれども、5年から10年にしたことによる妥当性みたいな審査をこの10項目でどう評価すればいいのかという考え方をお聞かせいただければなど。これまでの取り組み実績を踏まえて、経営の安定性とか事業の継続性といった視点で5年から10年にしましょうということで、特命で審査するわけなのですけれども、それを10年でお願いする場合、それは妥当かどうか、この評価項目の中で我々がどう説明責任を果たしていくのかというのを、評価の設定の考え方みたいなものをお聞かせいただければと思っています。

以上3点、お願いします。

○事務局　一番最後からになってしまいますが、指定期間10年というところでございますが、こちらにつきましては、今回10年間の指定管理期間というところでございますので、調布市武者小路実篤記念館、10年後を見据えた中での事業計画であったり、施設管理であったり、人材育成であったりというところがこの仕様書の中にうたわれているのかどうかというところで評価していただければと思っております。

冒頭ありました審査表と仕様書の内容についてというところがありましたけれども、こちらにつきましては、今回皆様からの御了解がいただければなのですが、今回該当となっています武者小路実篤記念館のほうにはあらかじめ審査表案をお示しした中で、それに沿った形でプレゼンテーションをやっていただければと思っておりますので、その中で仕様書にないようなところの評価をするというところがないような形で、事前に審査表を示した中でプレゼンテーションを行っていくというところで皆様方には審査していただければと思っております。

続いて、2点目ありました環境問題についてなのですけれども、こちらについては調布市でもISOに取り組んでいたりとかする中で、そういう団体にこういう業務をお願いする中で、当然そちらの団体につきましても、調布市と同じような形でのISOというのはなかなか厳しいかとは思いますが、その中でもこれだけ地球環境問題はさまざまところでいろいろと問題になっているところがございますので、それに配慮した取り組みが何か1つそういうところで示してもらえれば、そういうものをプレゼンテーションの

中で示していただきたいというところで、審査項目という形で入っておりますが、もしこういう形ではなくという御意見等があるのであれば、審査表につきましても、本日委員の皆様からいただいた内容をもとに修正したものを皆様方にお示しして、また記念館にもそういう形での審査表を提示できればと思っておりますので、今回いろいろな御意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○G委員 説明はわかりました。ただ、審査表案をプレゼンする側に提示するということは法務的にどうなのかというのはちょっと調整は……

○H委員 ちょっと気になったのですけれども、基本的には仕様書を示して、その中で事業団としてどういう運営をするかというのを10年間見据えた中で考えてプレゼンしていただいて、それを評価するというのが基本になると思うので、そうすると、さっき環境の部分の話がありましたが、仕様書をベースにそこを満たしているかどうか、そこを評価するという中身であれば、やはりそこが反映される評価表であるべきかなと思っております。本来それをする整理ではなくて、審査表を示してしまったときに、この仕様書と審査表との関係性だったりとか、多分、審査表をみながらプレゼンを考えるのしょうけれども、そうするとちょっと本末転倒というか、仕様書を見て、その中で計画を立てて、その先にあった審査を我々がするとき、そこが妥当かどうかというのをみる形にしないと、そういう意味からすると、あらかじめ審査表を示すということ自体が、ちょっと適正な審査、やり方を含めたときに、そういう受けとめになるかどうかというのがちょっと説明しづらいような気がするのです。

なので、本来は、さっき話し合ったところの仕様書と評価表との連動性というのですか、きちんと仕様書を見て、それでプレゼンしてもらったときに、そこをきちんと満たしているかどうかだったりとか、さらによりよいものになっているかというところを評価するのかなと。それ以上のところは、いろいろな質問をしながら、加味するところはあるのかもしれないのですけれども、特に特命でやるので、最低限満たすべきところはやはり仕様書で示すべきだと。それが満たされてくるかどうかというのを審査するというと、法的にどうこうというよりも、やり方として適当ではないような気がするのです。

○事務局 今、H委員がおっしゃったとおり、評価のポイントとなるべきこと、あるいは審査の項目の部分が仕様書の中に反映された中で、その仕様書に基づいてプレゼンをしていただいて、それをこの審査表で評価するという形が筋だと思いますし、そういう形で

仕様書のほうを工夫させていただきたいと思います。

○H委員 評価表に書かれているものの求めるべき中身があるのだとすれば、この中身をきちんと仕様書に反映させる形になるのかなと思うので、そういう観点で見直しがあればいいかなと。

○A委員長 ありがとうございます。確かにこのように審査しますというのを出してしまうと、手の内を見せたみたいというか。といっても難しいのは、これにちゃんと書いてあるかどうかという形ですね。でも、逆にいうと、仕様書は向こうに見ていただくわけですよ。そうすると、これについてはこうです、これについてはこうですというのは実際的にできないわけですから、その辺の苦しさはあります。何とかのアはちゃんとやります、イはこうやっていきましたなどと一々やっていったら45分では終わらないのははっきりしているわけです。当然のことだと思います。

○G委員 説明があったかもしれませんが、評価をして、最終的にどの数がどうなるとこうだ、合格、クリアですとかというのは何かあるのですか。点数ではないと説明がありましたけれども、例えばCの数が何個以上ないのが最低基準、それ以外はこうだという、もしあれば教えていただきたい。

あと、コメント欄にSとCの評価のみ理由を記入、Sの場合も記入とあるのですが、Cは理由はわかるかなと思いますが、Sも理由を記入する意図というか、そこら辺の意味合いを教えてもらえればと思います。

○事務局 こちらにつきましては、前回、5年前のこちらの委員会の中で、委員の皆様からこのような御意見が出た中で、今回それを踏襲した中でこういう形を御提案させていただいております。むしろ、そういう形で、例えばSにこだわらず、Aとかでもいい意見があれば記入したほうがいいのか、そういうところがあるのであれば、それについてはこの審査表については次回までにそういう形の審査表を御用意させていただければと思っております。

評価基準、例えばCが何個あったらだめだとか、Aが何個以上ないとだめだとか、そういうところにつきましては、特にこちらのほうでは今の段階ではまだ考えていないのですが、皆様方の全体を通した評価の中で、次回プレゼンテーションを行った中で審査していただいた後に、皆様方から御意見を伺う中で、こういうところが評価できる、こういうところが問題があるのではないかと、そういう皆様の御意見を伺った中で、最終的に団体としての確かかどうかというところを皆様方のほうで判断していただければというところ

を考えているのですが、例えば具体的な何個以上というところは、皆様方にはまた次回審査する中で事前にお示しできればと思っております。

○G委員　今の考えだと、委員ごとに評価した後に集計して、どうするかはまだ決まっていないということですか。5年前はどうしたのですか。5年前はこのS、A、B、Cで、どういう状況だったらあそこをお願いしようという妥当性が見出せたという。

○事務局　5年前の議事録を確認した中では、何個以上とか、そういうところでの話はなく、皆様のご意見を伺った中での確かどうかというところの判断をされていたというところが残っておりますので、今回もあえてそういう中で何個以上ないととかというところは考えていなかったものでございます。

○H委員　仮にそうだとすると、今回特命でやったときに、SとかCとか4段階に分ける意味合いが最終的に、総合的にみて、こういう基準だったから合格ですとか、そういうのがないのだとすると、余り意味がないといったらおかしいのですけれども、結局もともと審査する中身は、事業団が指定管理者としてふさわしいかどうかというところになるのかと思うのです。そこをいろいろな総合的な要素として4段階の中で、例えば若干でこぼこがあるにしても、相対的にみて、こういう基準を満たしているのであれば問題ないですねという判断ができるような中身でないとすると、つけ方もすごく難しいのかなと。結局だめだったところがどのように反映されるのかとか、幾つか課題がありますといったときに、そこで最終的に審査会としてどう判断するのかというのが非常に難しいです。その辺は基準とか、最終的な選考の結果としてあらわれたものをどのように取り扱うのかというのはあらかじめ決めておいたほうがいいのかと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○事務局　今回評価の中で問題や課題があるというところで、もし仮にCという評価が出た項目があるのであれば、それらについては実際に実篤記念館のほうに、委員会の中で課題や意見が出た内容を伝え、これらについてもし直せるところ、修正するなり、何か新たに付け加えるなり、そういうものがあるのかというところについては投げかけて、それらに対しての課題点、問題点についての回答を実篤記念館からいただく中で、最終的にまた判断できればと思っております。

○A委員長　これ、最終的にやって、それぞれの方の名前は伏せて、この人はAをつけた、この人はBをつけたと、それですと集計というか、一覧表にするわけですね。それをみていただいて、そうすると、ある部分についてはCがすごく多かったという、そ

の部分が弱いとか、問題点があるということになって、最終的には指定管理を託せるかどうかという最終判断はしなくてはならないわけです。そういう場合はどのようにしたら。

○G委員　おそらくこの5年間の実績を踏まえて、市として特命で引き続き10年間をお願いするという事なので、プレゼンの中で問題や課題が相当数あるということは想定はしづらいと思うのですが、この審査会の議論を経て、我々は第4回市議会定例会に指定管理の議案を提出する以上、この審査会でどんな議論があったのかというのはやはり市民に対しても、議会に対しても説明を果たしていく。そこには一定の評価の考え方みたいなものは、とりあえず集計したけれどもという、H委員からお話がありましたように、4段階ではなくたって、妥当かどうかの一発のマルでいいのではないかとということもあるので、そうではなくて、こういう10項目があるのであれば、それなりの考え方をもつ。例えばS, A, B, Cではなくて、Sは10点にして、Aは7点にして、4点、1点とかにして、何点以上がクリア、そのかわりにCは何個以上ある委員が2人以上いた場合はだめとか、そういう基準をある程度設けて、次の改善につなげていくという仕組みもこの議論の中ではとっていたという説明をしていく必要もあるかなと。

次の議題でプレゼンテーションの公開、非公開という議論もあるので、恐らく公開であれば傍聴に来られる方もいらっしゃることもあるので、内部的にやるのではなくて、そこは我々も委員として対外的に説明できるようにはしたほうがいいかなと思っていますので、答えはきょう出ないかもしれませんが、第4回定例会で同じ指定管理の議案を提出するために、同じ10年間、10年スパンで指定管理を審議する施設もありますので、そういったところの審査も参考に、事務局の中でも調整もいただいて、次、プレゼンテーションが始まる前に一旦委員のほうにもお返しいただければと思いますので、御検討をお願いできればと思います。

○事務局　今、G委員からいただいたように、この案件は先々市議会のほうでご判断いただくような内容になってまいりますので、そのところでの説明については他の団体とそごがあってはいけない内容でもありますので、そのあたり、審査の基準、あるいは審査の方法にもう一度工夫を加えてみたいと思っています。

○A委員長　これは18個あるのですけれども、最後に総合みたいな形で、そういうのがあるところもないわけではないのですが、そういうことはいいのでしょうか。どうしましょうか。あとは、最終的には点数がどこに報告されるわけですか。教育委員会ではなくて。

○事務局　結果は教育長に報告します。

○A委員長　行きますよね。そのときにこういう点だったら一応いいです，この委員会
は決めているのですということは話さなくてはいけないことになります。ただ，そういう
場合でも，これについてはC評価が比較的多いから，今後ぜひ検討してくださいという要
望みたいな形ですよね。

○事務局　教育長には，皆さんから出た附帯意見，いい点，悪い点をやはり5年前も上
げていますので，悪い点があれば改善してくださいという形を財団にいう必要はあるとは
思います。

○A委員長　ありますよね。そして，それについて，別に改めてプレゼンはなくてもいい
のですけれども，例えば文書でそれについての考えを，あるいはこういうことをやりたい，
こういうことをやって，できましたとか，そういう報告はあってしかるべきです。意
外にCの評価がついて問題点がありということで，あるところが認められたにもかかわら
ず，後になってみて半年たっても全然改善されないという例を私は知っておりますので，
そうすると，どうなってしまっているのだろうという形です。その場合は一応，総合評価
でAかBがついていて，ただ，この項目，例えば施設の運営については問題ありで，全員
が合議して，総合でこれはCでいいですね，この項目はCにしますねと決めたことがある
のです。ほかはA，Bであって何でもないのだけれども，これについてはCという形で教
育委員会に報告しますということを全員で確認して報告書をつくったこともあります。た
だ，そのところはちゃんとそれについての反応はなかったもので，次回の審査のときにど
のように問題になるかは私は知りませんが，そういうことはあります。でも，きち
んとしたところ，武者小路実篤記念館などは当然のこと，わかりますから，そうすると，
このように対応したいという具体的なものが出てくるというやりとりのための，皆さんの
プレゼンを聞いて評価していただくということだと思います。

○B委員　多分今回はこの仕様書に沿ったプレゼンテーションになるのでしょうかけれど
も，それを私たちは審査というか評価するわけですが，プレゼンをするときに，おそらく
学芸員さんがなさるのか，どなたがなさるのか存じませんが，満遍なく全部に点数を良く
というのではなくて，武者小路実篤記念館ならではの，これであれば全国的な評価を受け
ても恥ずかしくないのだぐらいの，逆にS狙いをして，そういうめり張りができるような，
調布市にとってこの記念館があることが誇りなのだということを私はいつもプレゼンで期
待しているのです。細かいところは限られた時間ではとても説明し切れないと思います。
その辺は後で個別に質問なり何なりすればいいのではないかと思うのです。

私は足を引っ張るつもりはありませんので、調布市には武者小路実篤記念館があるということをご皆さんが誇らしく思うようなプレゼンを期待しています。審査するに当たっては、私はなるべく盛り上げるようにしていきたいと思っておりますので、満遍なくこれはこうします、これはこうしますというよりも、余り細かいところまで来週のプレゼンに期待するのはどうかとちょっと危惧します。

○A委員長　　という形で、これを見ると、お掃除ちゃんとしていますか、していませんと、それは当たり前のことですし、よほどのことがない限りということだと思っておりますけれども。

○B委員　　せっかく5年を10年にしようというわけですから、事業の継続性とか、おそらく将来計画も立てやすくなると思っております。そうすると、これはもっとよくなります。そういうことも期待して審査できればいいかなとは思っております。

○A委員長　　いかがでしょうか。あと、ちょうど私の午後の体験で生々し過ぎるのですけれども、私の関係するとか、役職のないところで文学館の運営の助言を得るよういわれて、その話をしてきたのですが、そのときにお役所のほうの人が、指定管理をこうやってお願いしているのは、あくまで施設の管理であって、実際の館の運営については指定管理には入らないという意味の発言をしたので、私は「はあっ？」と思ったのですけれども、そういうことはあるのですか。

○事務局　　今回の場合にはそういうことはないです。建物の管理はありますけれども、事業も含めた全体のものということです。

○A委員長　　ということですね。当然学芸員の人は施設の管理はするわけなのですが、そうでないところの実際の運営、この中にももちろん書いてあるわけですから、展示事業、普及事業、資料云々というのが書いてあるのですが、ちょうど2時間前にそういうことをいわれてきたものですから、「はあっ？」という感じで、指定管理とはそういうことではないのではないかと私は思っていて、それこそB委員が、武者小路実篤記念館がアピールできる場所というものは、建物の施設管理プラス、当然のことながら、そちらのほうですし、そのことを考えていくと、全体的な評価のところでも盛り上げていくとか、託せるものだと。別にお掃除しなくていいということではないのですけれども、そのところが項目にあるからといって、それは問題点として問うかもしれない。

ですから、プレゼンだけではわからないのです。施設のところに行ってみればすぐにわかります。行って見れば、全然これはきれいになっているとか、周りから苦情が多いとか、

私の関係しているところは、近所の住民の批判が非常に多いところだったのです。あれは どうしてなのですか、枯れてしまうのに水をあげないのですかとか、私たちはあげますと いうと、そんなの決まっていなからやらせないとか、そのように住民との間のトラブル が多いところだったものですから、非常に気になって、そういうことを仕様書にきちんと 書いてあるのかという、そうでもないし、そして今はたらい回しになって、主体がどこ にあるのかわからない。それだったら仕方がないので、やはりいろいろなところの問題 点はふだんからみて、特にC委員のほうではわかるわけです。そうすると、近所の人の評 判がどうなっているか、あそこに行ってみると、どのような感じで皆さんが喜んでいるの か、そうでないのかとか、私たちはそういうことが大事になるかなという気もします。い ろいろな取り組みをしていますよね。家族で来られるようにという工夫をなさっている ということは私は知っていますので、そうすると、そういうことがかなり武者小路実篤記念 館の特色になってくる。そのようになれば、私たちは当然それを評価していきたいわけ ですので、結局この18から漏れるようなところにもじみ出てくるプレゼンを私たちは受けら れるわけですので、それをみて、それをこの18に埋め込むというのはなかなか難しいとい うことはあるかもしれません。

○G委員　　今、B委員のお話も伺っていて、確かに審査となると、このような評価項目 になってしまうのですが、調布には実篤記念館という調布の強みというか魅力がある。そ こを事業団としてもプレゼンしてもらって、我々が今後の10年間につながるような質問だ ったり意見の中で引き出して、次につながるような審議につながればと思っていますので、 直接この審査項目に、ここはなかなか難しいかもしれませんが、やりとりの中でそのよう なことが確認できれば、委員会としては妥当だということが言い切れるかなと思っていま すので、それぞれの委員さんの受けとめの中で、そういう気持ちでプレゼンテーションを 迎え、引き出していく。もちろん改善すべき点はその中で次につなげていく必要もあるか もしれませんが、やはり調布の強み、これまでの実績を踏まえて、我々もお願いする立場 としてしっかり審議する。そこには次の夢のある、魅力ある記念館、多くの方が来訪する という強みを生かすための事業団としての管理運営、事業の継続性といったところ、この 評価項目にないようなことも我々が確認していく必要があるかなとB委員のお話の中で感 じたところです。意見として言わせていただきます。

○B委員　　施設の管理面だとか安全対策は施設として当然ですよ。武者小路実篤記念 館、このプレゼンを聞いて、こういうところがすぐれているのだというような、あるいは、

これ以外にもここは問題だということを書けるようなところが1つあってもいいように思うのですけれども、それぞれの委員が……

○A委員長 全体の中でですね。

○B委員 ええ。

○G委員 特に7番など多彩で魅力的な事業を展開されているかの項目と17番の個人情報報告をしっかりとやっている、これは当然なので、同列ではないのだろうなど。B委員おっしゃるように、強みみたいなものを説明いただいて、我々が感じ取ったことをこの評価に落とし込んでいくということがあればいいかなとは思いますが。

○B委員 あそこはなかなか地元と仲がいいのではないですか。仙川の商店街。

○C委員 いろいろグッズではないですけども、作ったりして、それを商店街のお店で委託して販売するとか。

○B委員 それは地域の文学館としては特筆すべきほどのことですよ。

○C委員 昔はイベントがあるときに、ちょっと出店みたいな形で来て、便せんではないですけども、いろいろお作りになっていた。そういうところで販売したり。特に、やはりお客さんが、結構奥のほうにあるので、いろいろなお店で実篤記念館はどこなのかという形で聞いて、あっちのほうへ行ったらいいですよという形でね。商店街としても、そのものと随分かわりのある商店もいっぱいありますし、仙川の1つの誇りというか、地域のものとして、今まで財団さんが一生懸命やっておられたという認識でいますので。

○B委員 C委員さんがそのようにおっしゃってくださるのであれば、C委員さんもそういうことを書ける欄があるといいですね（笑声）。今だと、1つだけ、16番がSになるだけだけでも、そうではなくて、C委員さんであれば地元商店街との連携ということで、ほかの文学館の手本になるような活動だと思うのです。

○A委員長 どうしたらいいか。ほかにコメントがありましたら、どうぞ。

○H委員 個別の項目ごとにSとかAとか、それぞれつけることは何かこだわらないといけないものなのか。例えばですけども、評価の視点みたいなところの1つの参考として入れながら、最後、おっしゃっていただいた総合点をつけたりとか、総合評価の理由みたいなところをそれぞれの委員の立場で書けるような形をとれると、よりいい形で審査の中身として、実篤の現状の評価だったり、今後の期待だったりというところにつながるいい評価になるのかなという感じもするのです。

○事務局 今いただいた御意見、例えばこの評価のところ、S、A、B、Cという、得

点が幾つ、10、5、3、2になるのかわからないですけども、それはそれとしてつけた中で、総合的にオーケーです、やはりちょっとまずいですという2つのくくりにして、指定管理としてはいいが、こういった具体の中身の中ではこのような色分けができますという審査の仕方みたいなイメージでよろしいですか。

○H委員 例えで見出すべき中身として、項目の中でこれはちょっと気になるというのがあれば個別に書いたりする中で、最終的な評価としては、当然いい部分もより具体的に反映できるような、それぞれの立場での記載ができるような欄を設けながら、最終的には総合評価というのを、それぞれの目安の点数の標準、基準を設けながら点数をつけるという形のほうが集約もしやすいのかな、よりいい形で具体的に反映もできるのかなと考えるのですけれども、もし見直しも含めてできるのであれば、検討していただけるといいかなと思いました。

○A委員長 いろいろお話を伺っていると、否定的なことを考えておられる方はないわけですから、皆さん、SかAを必ずつけると想定されるわけですので、そうすると、これはとても良かったと。ただ、ちょっとこういう意見も耳にしたからというので、ぜひ改善してほしいと。それがどのぐらいあるかどうかわからないにしても、本当はそういうほうがありがたいというか、記念館でも励みになるかなと。どうしたらいいのでしょうか。総合評価という。

これは私がちょっと関係しているところが昨年度の指定管理者事業評価を受けたときの、確かにいろいろな項目があるのです。それをみても、何かこのぐらい数が、幾つもあって、お役所はどこも同じなのです。そういう形になるのですけれども、その中でもやはり最終的に総合評価という欄はあるみたいですね。そのまた全体評価という。これはS何とか何とかなのです。点数化しているから、点数化すると、四捨五入とか、それですごく変なのです。だから、概してよくなってしまいます。ということになって、その辺の操作が、どうもさっき書類をもらってから、ううんなどと考えながら、あさって本会議があるものですから、ちょっと考えているのですけれども、やはり総合評価とか全体評価とか、そういう形にするのも1つのあり方なのかもしれません。

○G委員 この審査委員会要綱、資料4がお手元に配られていると思うのですけれども、その第2の所掌事務の中で、我々の委員会の役割としては、選定しようとする法人、団体の事業計画の内容を審査し、その結果を市長に報告するというのがあるのですが、この記念館のほかに今回同じように31年度からの次期の指定というのは幾つかの施設であるので

す。そのところの委員会の方法もいろいろあると思うので、きょういろいろな意見がありました。事務局でも整理していただいて、他の施設の審査委員会での市長への報告の上げ方などもちょっと総合的に調整しながら、審査表をどう取り扱うかはまた別途調整が必要かなど。この場では、総合評価という意見もありましたけれども、この記念館の審査委員会だけそうやるのか、ほかのところはどう取り扱うのかというものも、ほかの審査委員会で状況も確認してみたいと思っておりますので、またその状況も事務局との調整はした上で、委員長にも皆さんにもフィードバックして当日を迎えるということで調整いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

審査委員会の中の結果がどうかということは議会にも説明に行かなければいけませんので、審査はどのようにやったのですかというのが委員会ごとにばらばらですとよろしくない。ちょっと全体もみた中でどう扱うか。もちろんきょうの貴重な意見は踏まえた上で、どう対応するかというのは、全体のバランスも必要かなと思っておりますので、調整いただければと思っておりますので、お願いします。

○A委員長 難しいですね。管理業務仕様書、こういうのをみるたびに私の世界では何を思い出すかという文科省の学習指導要領なのです。あれに書いてあって、これをしなさい、これをしなさいと、あれを全部やったらできません。学習指導要領は無理な要求をしているのです。それがこのようになっていて、そうすると、これについてはどうやったら。そうではなくて、1つのエネルギーの動きというものは、その都度、1時間なら1時間で教室でやったときに、先生方が学習指導要領の全てをこうやって念頭に置いて、第何項のこのところを今やっているなどと考えないわけですから、そういうものなのです。

ですから、そういうことを考えた場合、私は挑発的に学習指導要領を無視して授業をやってくださいと現場の先生にいうわけなのですけれども、無視してというのは、いけないというのではなくて、それを一々やっていくのは、そういうものではなくてということです。ある程度そういうことを考えた上で、でも、実際の現場ではエネルギーを出すにはどうしたらいいか。学芸員の人が武者小路実篤記念館を1日運営するにはどういう工夫をしているのかということをお私たちはみて、励ましたいというのが大事なことはないかと思っております。いつも文科省の悪口をいって申しわけないのですけれども、私としては実際はそうなのです。私は教科書の編集委員をやっていますから、全部読みますけれども、とても無理。文科省は無理難題を出しているのです。

でも、それはそういうこともあるのだけれども、全てそれが1つのことで行われるとは

限らない。一方で、それぞれの学校で特色のあることをやっていいのですということを文科省はいうのです。いっていることが矛盾しているわけなので、一体どうなっているのだろうということで、今、現場が大混乱しているのはそういうことで、仕様書にこう書いてあって、私、これを見ると「ええっ」という感じがするのですけれども、こういうものを踏まえた上で、でも、こんなパワーが実篤記念館にあるという、それをぜひ来週伺いたいと思っております。

6 第2回審査委員会の公開、非公開について

○A委員長 次にプレゼンテーションの公開、非公開の議題があります。これについて事務局より説明をお願いします。

○事務局 プレゼンテーションの公開、非公開についてですけれども、こちらにつきましては、選定委員会の要綱の中では原則非公開とうたっているのですが、その中で委員長が必要と認めたときには公開とするという規定となっております、これまで非公開にする合理的理由がないのであれば公開とすべきであろうというのが実情なところがございます。そういったところを踏まえてプレゼンテーションについての公開、非公開の御判断をお願いしたいということがございます。

それと、プレゼンテーションの時間なのですが、どの程度の時間設定をするのがよろしいのかということもあわせてお諮りできればと思っております。前回の委員会審査の中ではプレゼンテーションの時間を45分、質疑応答を15分ということで、トータル60分の設定をしておりましたけれども、こちらの時間の設定についてもあわせて御協議願えればと思っております。

○A委員長 いかがでしょうか。当然プレゼンでもいろいろな資料を駆使しながら、数字とかいろいろなものが出てくるわけです。時間的にはやはりそのぐらいでないと、その次がということになります。公開だと、そのところは公開にして、その後、プレゼンした人が退席して、私たちだけで若干の話し合いがあるわけで、それも公開にするわけですね。それは非公開なのですか。

○事務局 話し合いのところも公開を予定しております。

○A委員長 ちゃんとそれぞれの気持ちでいっているということも皆さん知っていただいた。わかりました。

○H委員 公開、非公開のところについては、公開でよろしいのではないかと。特に非

公開にする理由もないのかなと思うので、もし差し支えなければ公開でどうかなと思います。

○A委員長　ありがとうございます。何か非公開の理由でいつもお役所がいうのは、個人情報に関係する何かのことが話題になったときに、それが漏れないようにというのを理由にして非公開にしようという動きを私は知っていますので、そうではなくて、皆さんが公開とっていただいて、本当にとてもうれしいことだと思っています。

○E委員　今の公開ということについては異論はないのですけれども、周知の期間が短いので、ちょっとそれはどうなのかなと。今から公開するにしても、1週間後なので、それが適正な、公開にしますという周知期間がちょっと短いのではないかなというのが気になったので、後から公開にしましたといっても、周知期間が短過ぎたんじゃないのということちょっとどうなのかなというのが気になったのです。

○A委員長　その辺どう考えていますか。もちろん、例えば市報とか、そういうのにはもう出ませんよね。当然のことですよね。あとは記念館でポスターとか、それは当然出ますから、そうすると、行っている人はそうだとか、わかって。

○事務局　今のところ、本日公開という形での御判断をしていただいたということでございましたら、明日にでもホームページでこちらについては掲載する予定にはなっておりますが、今、委員御指摘の期間が短いのではないかとこのところの懸念は確かにあるかと思えます。

○B委員　市民の方でどなたか聞きに来そうだと想定されていらっしゃるのですか。

○事務局　ちなみに前回、5年前のときには傍聴の方は1人もおりませんでした。また、今のところ、興味をもたれていてぜひ聞きに行きたいという方がいるということもまだ聞いてはおりません。

○B委員　時間も無いし、ホームページで告知するぐらいですよ。

○A委員長　ですよ。記念館が実績をこういう会で報告しますので、聞きに来てくださいとか、私はそれで十分だし、1ヵ月前にやったって結局は同じです。

○G委員　周知期間の指摘はあるかもしれませんが、開かれた……

○A委員長　そちらのほうが大事だということです。

○G委員　原則非公開のところを、委員長の御判断もあって、この委員会の中で公開したという判断があったということが大事かと思っていますので、それで取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○A委員長　ありがとうございます。時間的にはもうやむを得ないですかね。もちろん委員の皆さん方はこれまでの武者小路実篤記念館の活動はよく知っている方ばかりなわけですから、その成果をまとめていただいて、意欲をみせていただいてということだと思いますし、それを楽しみに聞かせていただくということが大半だと思います。本当にその意味では、私たち外部の人と市の方、皆さんこうやって共通の場に立って、武者小路実篤記念館を支えていこうということを逆に多くの人に見てもらうのも必要になってくるだろうと思うし、やっていることはちゃんといろいろな人が見ていて、地元の方もちゃんとわかっているのだ、市もわかっているのだと。私たちは直接は関係しなくても、いろいろなところで文学館だ美術館だということの関係の、そういう人間もちゃんと見ていて、それなりの評価、あるいは対応ができるということをわかっていただくのが大事かなという気もします。

それでは、時間と、そういうことで公開ということで、明日以降、ぜひ手配をお願い申し上げます。

意外に市のホームページは市民は御覧になりますか。

○事務局　見る方は細かく見るのですけれども、その辺はやはり偏りはあるかもしれません。

○A委員長　ありますよね。年配の方は見ていないということはあるかもしれないです。でも、市報とかそういうのでも結局どこまで見られるかという形のものがあると思います。ありがとうございました。

そのほか何か、きょう御意見を伺ったり、あるいは来週に向けて何か対応しなくてはいけないことがあるのでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、事務局、少し対応しなくてはならないことが出てきたりしましたけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日、一応そこまで終わりましたので、次回の説明をよろしく願いいたします。

○事務局　次回の第2回委員会ですけれども、10月22日、来週月曜日、午後6時よりこちらの301研修室での開催を予定しております。本日たくさんの御意見をいただきまして、仕様書と審査項目の連動性、あるいは審査表についての評価の仕方、そういったところを精査いたしまして、改めて当日の事業のプレゼンテーションでの委員の皆様の質疑応答をお願いしたいと考えております。

審査に当たっては、プレゼンテーションの後に集計等ございますので、そういったことを含めて記念館が妥当かどうかの審査をお願いしたいと考えております。委員の皆様につきましては、次回のお席につきましてもよろしくをお願いしたいと思います。本日はいろいろな多くの意見をいただき、ありがとうございました。

○A委員長　ありがとうございました。それでは、第1回委員会はこれでお開きにいたします。どうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。

——了——